

瑞穂町とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との包括連携協定

瑞穂町（以下「甲」という。）及びあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地方創生の実現に資するため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、及び協力する。

- （1）地域・暮らしの安全・安心に関すること。
- （2）防災・災害対策に関すること。
- （3）町政情報の発信に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、地方創生に資する取組に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出た場合は、その都度、甲及び乙が協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わない場合は、有効期間が満了する日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを取り決めるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を第三者に開示し、若しくは漏洩し、又は本協定の目的外に利用してはならな

い。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

甲及び乙は、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれが記名押印の上、各自その1通を所有する。

令和6年7月23日

甲 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地
瑞穂町
瑞穂町長 杉浦 裕之



乙 東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
執行役員 安食 修司

